

RM インフォメーション VOL.26 INFORMATION 2005.2

●発行 株式会社日本アルマック 〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F TEL : 03-3288-2755 FAX : 03-3288-2757

2 月 号 C O N T E N T S

- キャッシュカードの不正使用対策とは
- リスクファイナンスとしての保険活用 第24回「個人情報漏洩保険」
- 中小企業におけるリスクに強い体質づくり 第1回「チャンスをつかむ可能性」
- 時流を読む 「知的財産をめぐる揺れる司法判断」他

スキミングによるカード偽造の現状と対策

キャッシュカードの不正使用対策とは

全国銀行協会によると、キャッシュカードの不正使用による被害は、2002年度は1,200万円(4件)でしたが、2003年度は2億7,200万円(91件)、2004年度は上半期だけで4億6,100万円(122件)と急増しています。そのほとんどは、キャッシュカードの磁気データを読み取って偽造カードを作る、スキミングによる犯罪行為とされています。

最近では、群馬県のゴルフ場支配人らが利用客のキャッシュカードを貴重品ロッカーから盗み出し、スキミングによる不正利用を繰り返していた事件が話題になりました。

このようなキャッシュカードの不正利用に遭った場合、被害の受け手は預金者となります。真正なキャッシュカードが使用され、正しい暗証番号によって現金が引き出された場合、特段の事情がない限り(キャッシュカード紛失の連絡を受けたにもかかわらず、支払い停止の対応をとらなかったなど)、金融機関は預金者に対する補償義務を負わないのです。

金融機関も、生体認証方式のICカードを導入したり、補償制度の確立などを検討しつつありますが、根本的な対策は難しい現状。やはり預金者サイドでの対策が必要となります。

キャッシュカードの不正使用に対する対策としては、暗証番号がポイントとなります。暗証番号はATMなど銀行のコンピューターに入っており、カード自体には入っていません。つまりカードを盗んでスキミングしても、暗証番号は分からないのです。

そこで窃盗犯は、何とか暗証番号を嗅ぎ出そうと、ATMコーナーを覗き込んだり、無線カメラを仕掛けたりするのです。よってATMを利用する際は、機械周りや周囲に十分注意することが大切です。

また、暗証番号を身近な個人データ(電話番号や生年月日など)に設定しないのはもちろん、できれば定期的に変更するのも有効です。注意したいのは、暗証番号付きのロッカーにカードを預ける場合。つい覚え慣れたカードの暗証番号を、ロッカーの暗証番号に設定しがちですが、これらは必ず使い分けるべきです。その他、暗証番号方式の鍵や、パソコンのパスワードなども同様です。

法則性のない番号を複数使い分け、なお定期的に変更するのは大変ですが、実際のところ最も有効な自己防衛手段なのです。

リスク ファイナッシング としての 保険活用

第24回 個人情報漏洩保険

個人情報保護法の施行を4月に控え、各社順調に売上を伸ばしているのが個人情報漏洩に関わる賠償責任保険（以下、個人情報漏洩保険）です。

個人情報漏洩保険は、加入したからといって日々のリスク対策をおろそかにすることは非常に危険な商品と言えます。

今回は、個人情報漏洩保険への加入を検討する上での注意点をご紹介します。

現在販売されている個人情報漏洩保険は、個人情報漏洩した際の賠償損害や、ブランドイメージを守るための費用損害など、基本的な補償内容は似ています。しかし差別化をはかるため、各社独自の特長を打ち出しています。

たとえばAIUの「個人情報漏洩保険」は、保険契約日前に起こった情報漏洩であっても、発覚したのが契約日以降であれば補償されます。また、損保ジャパンの「個人情報取扱事業者保険」は、情報漏洩がおそれが出た時点、例えば顧客情報の入ったノートパソコンが盗まれたときに、顧客に対するお詫びや注意喚起の広告費用などが支払われます。

さて、保険加入を検討する上で、事故の際にスムーズに保険金が支払われるかどうかは、気になるポイントです。しかし、漏洩事故自体がそれほど頻繁に起こるものでもなく、各社ともまだ保険金の支払い実績はほとんどないようです。というのも、そもそも個人情報漏洩保険に契約できるのは、情報管理体制がしっかりした企業だけなのです。

各社が設定している免責事故が、それを裏付けています。免責事故とはもちろん、補償の対象とならない事故です。まずは、「被保険者の故意または犯罪行為による情報漏洩」。被保険者とは、補償の対象になる者のことで、契約者の企業と読み替えて差し支えありません。つまり、企業ぐるみで故意に情報を流したりする犯罪行為を免責とするわけですが、もう少し深読みすると、こんな解釈もできるかもしれません。

まず保険会社が約款で定める犯罪行為とは、いわゆる刑法上の犯罪だけでなく、飲酒運転などの法令違反も含まれることが多いのです。つ

まり個人情報保護法に違反する行為も、ここでのいう犯罪行為と見なされるおそれがあります。

個人情報保護法の第20条（安全管理措置）には、『個人情報取扱事業者は個人情報の安全管理について適切な措置を講じなければならない』とあるため、事故が起こったときに、「情報管理の措置が適切でなかった」として、保険会社が保険金支払いを拒絶、あるいは減額する可能性は否定できません。

また、「他人に損害を与えることを認識しながら行った行為」という免責事故もあります。これはつまり、誰が見ても情報漏洩が起こり得ることがわかるような、ずさんな管理体制下で起きた事故も含まれるものと思われま

す。これらのことから、およそ最低限の情報漏洩対策を講じていない企業は、この保険に加入する資格がないということがわかります。いずれの保険会社も、管理体制に関する告知書を提出させるなど契約前にリスクチェックを行っています。リスクが低ければ保険料が割引になる場合もありますが、虚偽の告知をした場合は契約が無効となるおそれがあるのでご注意ください。

もともと管理体制を徹底している企業は保険に加入する意味がない、と思われるかもしれませんが、情報漏洩の原因として最も可能性が高いのは、実は従業員などの内部犯行によるもの。ちなみに従業員は、被保険者（企業）の使用者という立場にあるため、前述の免責には該当しません。よって従業員の犯罪行為は補償対象となります。

このリスクをカバーできるだけでも価値ある商品と思えますが、加入後は安心して対策がおろそかになるのでは、本末転倒ということ

チャンスをつかむ可能性はここから生まれる

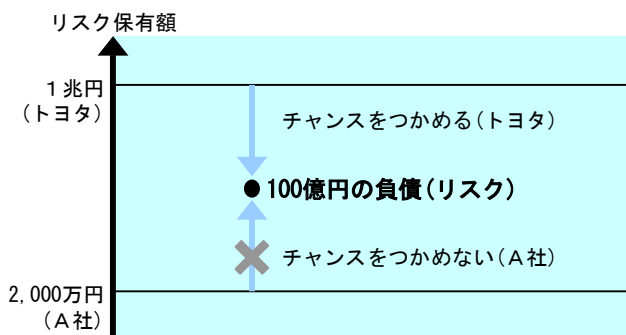
大地震などに対する防災対策のポイントは、マネジメント全体からもう一度リスクの存在を把握し、優先順位と予算配分を決め、事業計画に導入していくことです。今回から、産業防災におけるリスクマネジメントの考え方について解説していきます。

中小企業と大企業の決定的な違いは、「リスクに対する強さ」であると考えます。それはまた、チャンスをつかむ可能性の違いとなっており、中小と大企業の差になっていると思うのです。

一つの例から検証してみましょう（図参照）。例えば、年間2,000万円の経常利益、自己資本1,000万円のA社の社長が、中国への100億円の新規事業の投資を考えました。さっそく銀行へ融資の相談に訪れ、銀行員へ事業計画を説明しましたが、「そりゃ、ムチャですよ」の一言で片付けられました。

一方、年間1兆円以上の経常利益を出すトヨタが同じ話を銀行に持ち込んだらどうでしょう。もちろん二つ返事でOKです。銀行員は何から判断したのか。それは事業計画の中身もさることながら、このプロジェクトが失敗したときに、100億円の負債（リスク）にA社が耐えることができるかどうかの判断だったはず。A社は中国における100億円の投資チャンスを失い、トヨタはそのチャンスをつかむことができます。

【図】 リスクに対する強さにおける決定的な違い



つまり、「リスクに対する財務力の強さは、チャンスをつかむ可能性に比例する」ということになります。

では、財務力が強い企業を検証してみましょう。財務に強い企業とは、

- ①収益力が高い
- ②自己資本力が高い
- ③借入れ能力が高い
- ④保険調達力が高い

ということです。

安定した収益力を保つためには、計画的な売上維持、計画的な利益力と費用の確保、そして特別損失を出さない経営が求められます。

私は最も理想的なリスクマネジメントの実践としては、米国GE社の元会長、ジャック・ウェルチ氏が作り出した「シックスシグマ」ではないかと思えます。シックスシグマとは、製品の不良品率を、100万個あたり3～4個に抑えようというものです。もし他社製品の不良品率が、100万個中に20個であったなら、当然GEの製品は信用力が高く、他社より売れるはず。さらに、クレーム率が他社より低いわけですから、他社のクレーム対応に要する人数が20人必要であれば、GEは3～4人で済むわけですから、クレーム費用は下がります。しかもクレーム率が低いということは、製品から発生する事故も少ないわけですから、特別損失も減少します。これこそが、安定した収益を確保できる経営でしょう。

さらに、クレーム率が他社より低いわけですから、他社のクレーム対応に要する人数が20人必要であれば、GEは3～4人で済むわけですから、クレーム費用は下がります。しかもクレーム率が低いということは、製品から発生する事故も少ないわけですから、特別損失も減少します。これこそが、安定した収益を確保できる経営でしょう。

今回は「対策とその費用」

株式会社日本アルマック 代表取締役
日本リスクコンサルタント協会 専務理事
浦嶋 繁樹

時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

知的財産をめぐる 揺れる司法判断

プリンターの使用済みインクカートリッジを回収し、インクを入れ替えたリサイクル商品は、特許侵害にあたるのでしょうか？プリンターの製造元であるキャノンが、リサイクル業者に販売停止を求めた訴訟で、東京地裁の判決は、「商品の修理であり侵害にはならない」。2000年に富士フィルムの使い捨てカメラのリサイクル品は特許侵害とされましたが、逆の判決となりました。

「200億円判決」で話題を呼んだ青色発行ダイオード訴訟が、約6億円という和解金額で決着し、どこか肩透かしを食ったように、このところ知的財産を巡る司法判断の不安定さが目立ちます。

あくまで過去の判例に沿うような判決と、時代の変遷を受け入れるような判決とが混在している印象です。明確なルールがないのでは、事業者にとって大きなリスクなのですが…

被災リスク世界一 国際マネーが日本警戒

世界有数の再保険会社であるミュンヘン社が、世界大都市の自然災害リスク指数を公表し、国内の防災担当者らに衝撃が走りました。報告書によれば、世界50都市のワースト1は東京・横浜で、2位サンフランシスコの4倍、3位ロサンゼルスに7倍にあたるリスク指数。大阪・神戸など関西圏も4位に続き、世界一の被災リスクを知らしめる結果となりました。

このことから懸念されるのが、国際マネーの動向です。日本への出資を打ち切る海外投資家や、アジア拠点の変更を検討する外資系企業などが増加するおそれもあり、国際競争力に大きな影響を及ぼしそうです。

地震大国としての数々の経験にもかかわらず、新潟中越地震では減災戦略の不備を露呈した日本政府。発生が迫ると言われる東海・東南海・南海地震や関東直下型地震へどう備えるのか、世界中の注目が集まります。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

編集後記

欧米の銀行では、キャッシュカードの不正使用に対する補償制度を早くから確立しています。というのも、日本に比べて大金を持ち歩く人が少ないため、ATMからの引き出し限度額が低く、被害そのものが小さいのです。

ちなみに日本でも、ATMからの引き出し限度額を預金者自ら設定できるサービスを、シティバンクが1月から始めています。設定額は1万円単位で何度でも自由に変更でき、サービスの利用料は無料とのこと。犯罪対策の一つとして間違いなく有効でしょう。他の金融機関にも、最低限同様のサービスが必要と考えられますが、いかがでしょうか。(米原)

RM INFORMATION 2005.2
VOL.26

2005年2月発行 定価420円(税込)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。